

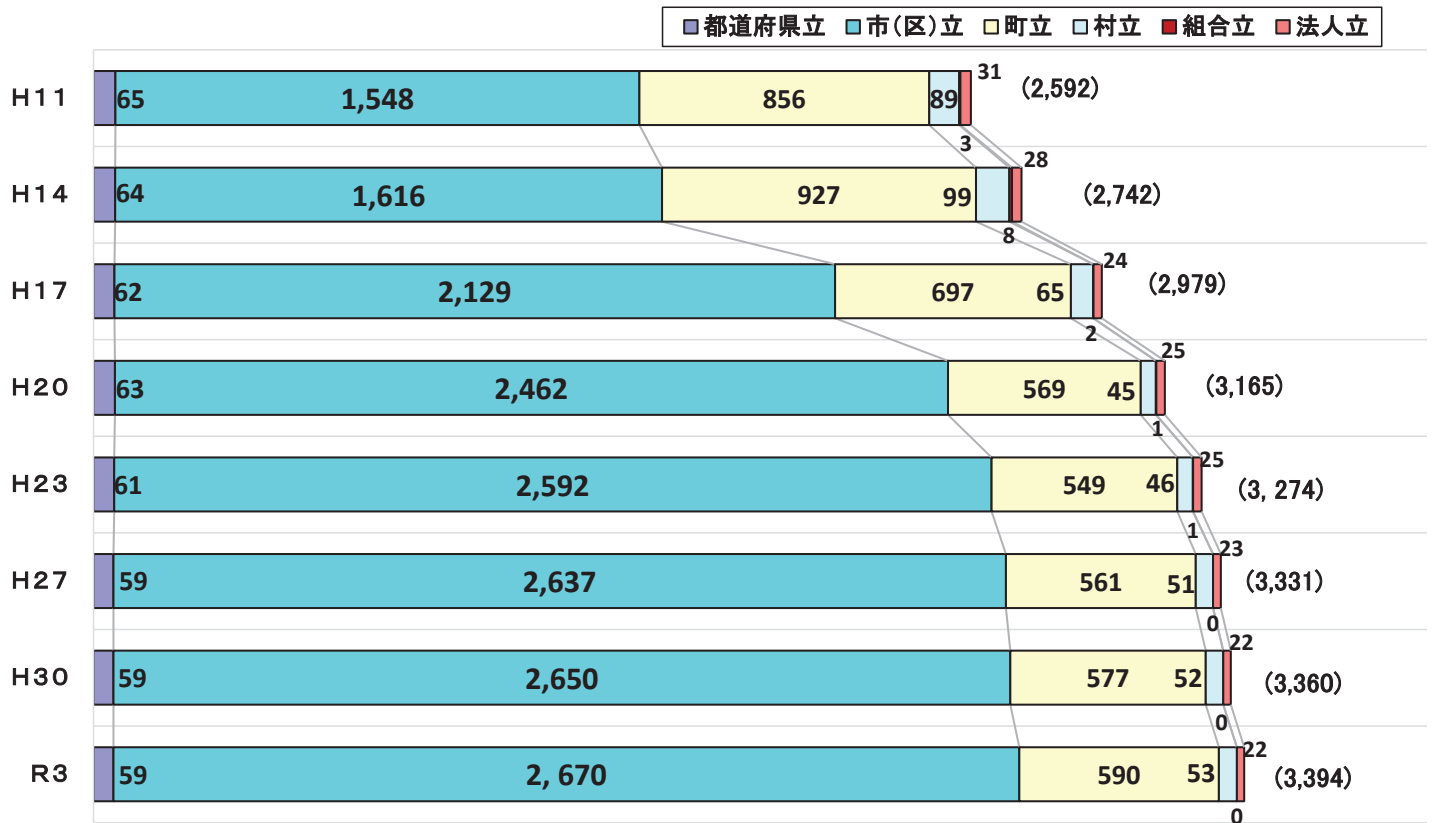
図書館関係参考資料

- (1) 図書館数の推移
- (2) 社会教育施設数の状況
- (3) 社会教育施設における指定管理者制度の導入状況
- (4) 公立図書館設置率の推移（％）
- (5) 職員数の推移
- (6) 司書数の推移
- (7) 蔵書数の推移
- (8) 蔵書数の推移（図書館別・設置者別）
- (9) 1館当たりの蔵書数（設置者別）
- (10) 資料費予算額の推移
- (11) 図書館費の推移
- (12) 地方財政措置の状況＜道府県分＞
- (13) 地方財政措置の状況＜市町村分＞
- (14) レファレンスサービス実施状況の推移
- (15) 貸出冊数の推移
- (16) 図書館における評価の実施状況
- (17) 図書館法（抄）
- (18) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）

※平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号

（令和 5 年 10 月 30 日作成）

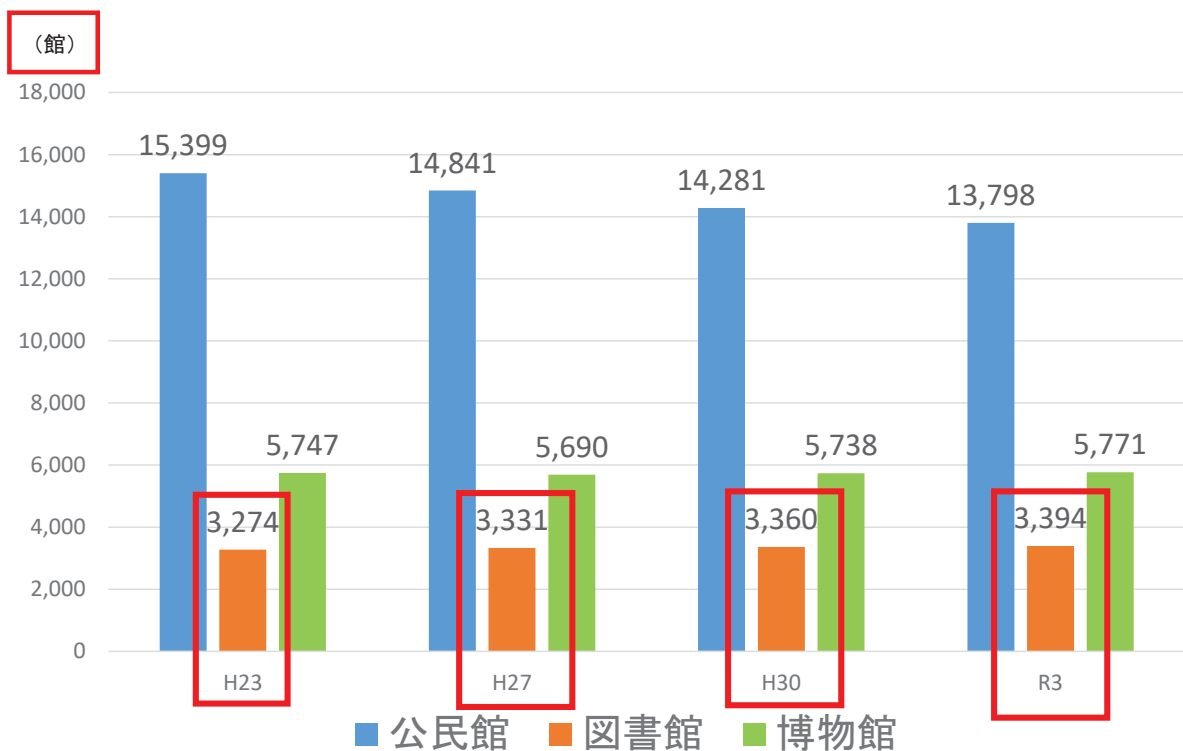
(1) 図書館数の推移



出典：社会教育統計

※平成20年度調査から、都道府県・市町村首長部局所管の「図書館同種施設」を含む

(2) 社会教育施設数の状況

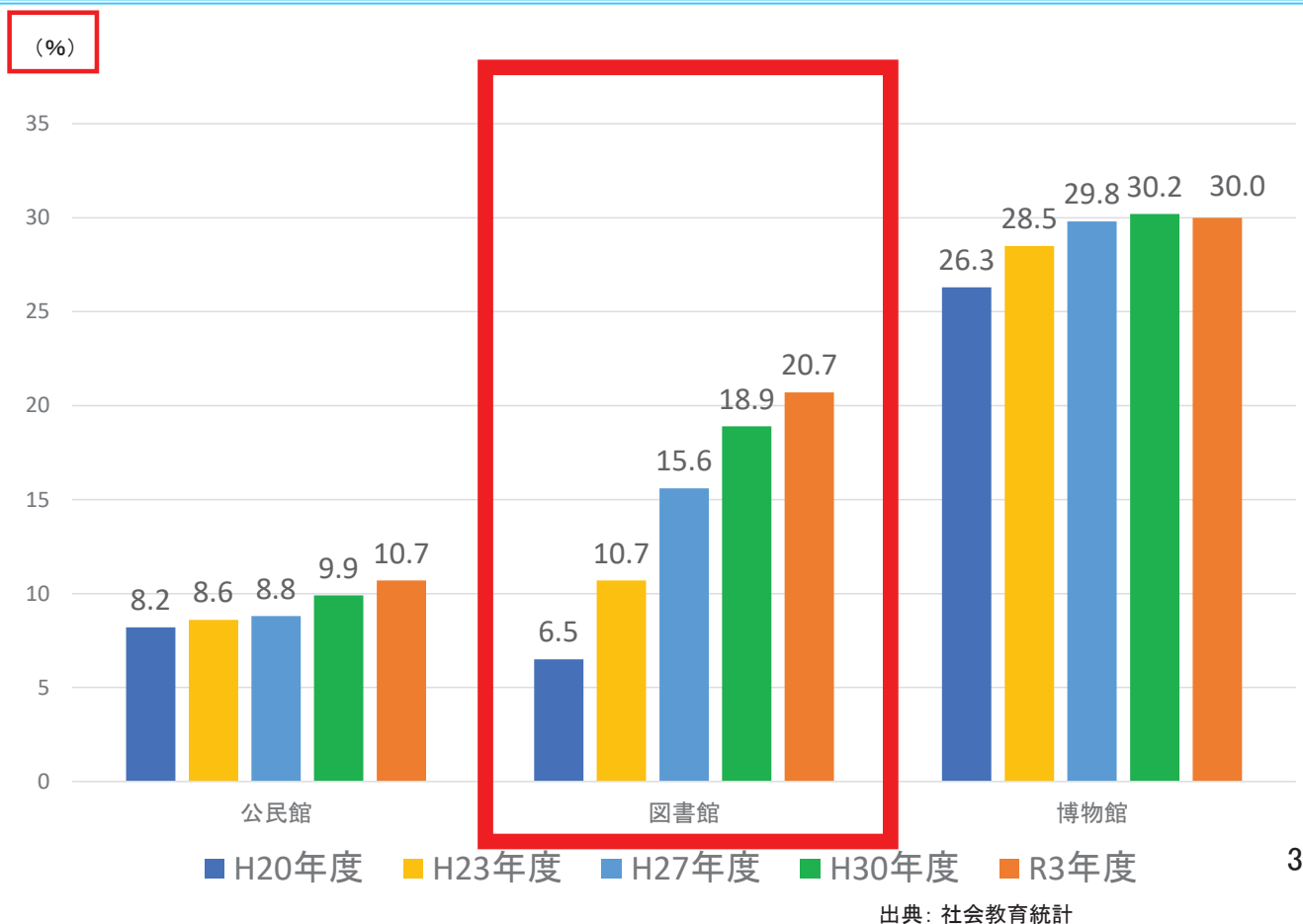


※公民館・博物館は類似施設を含む

※図書館は公立図書館のみ

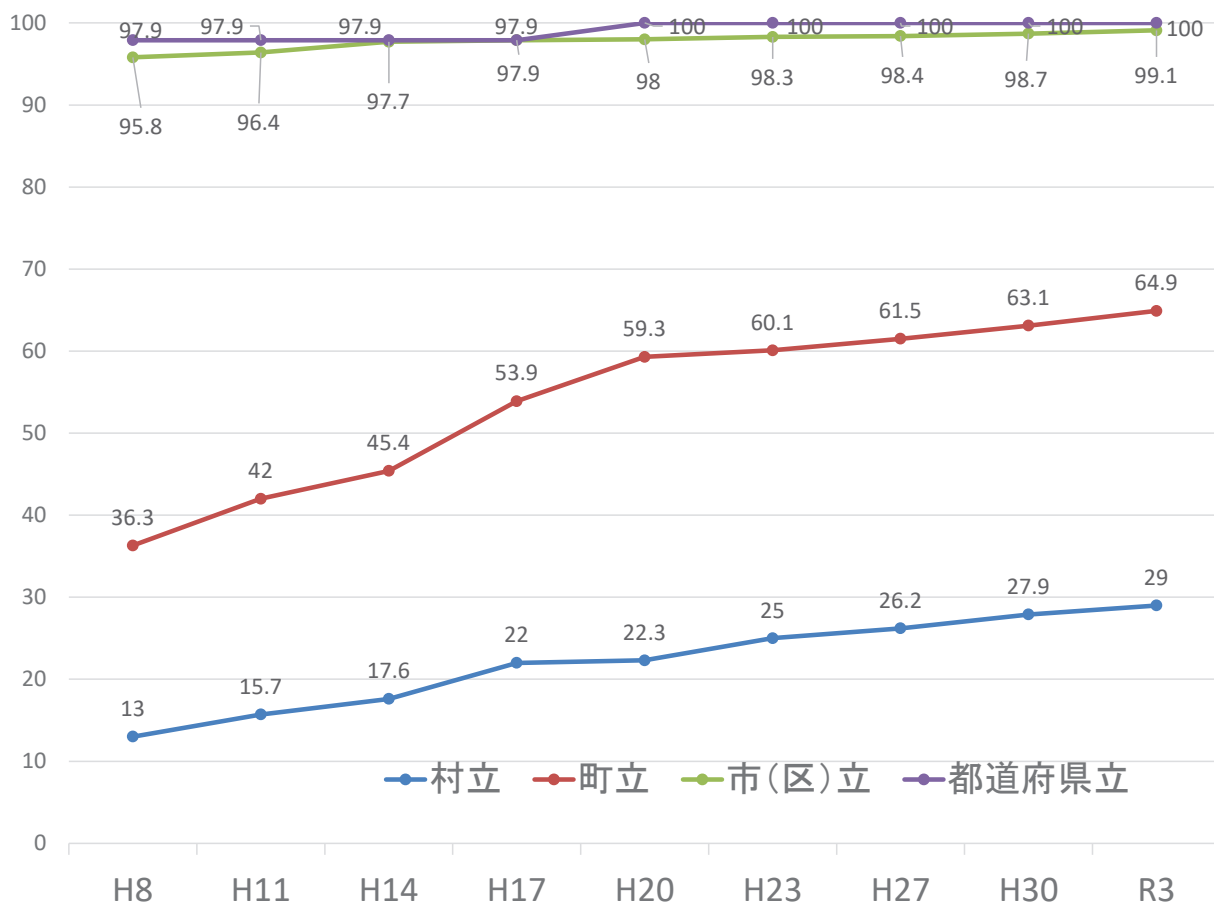
資料：社会教育統計

(3) 社会教育施設における指定管理者制度の導入状況



3

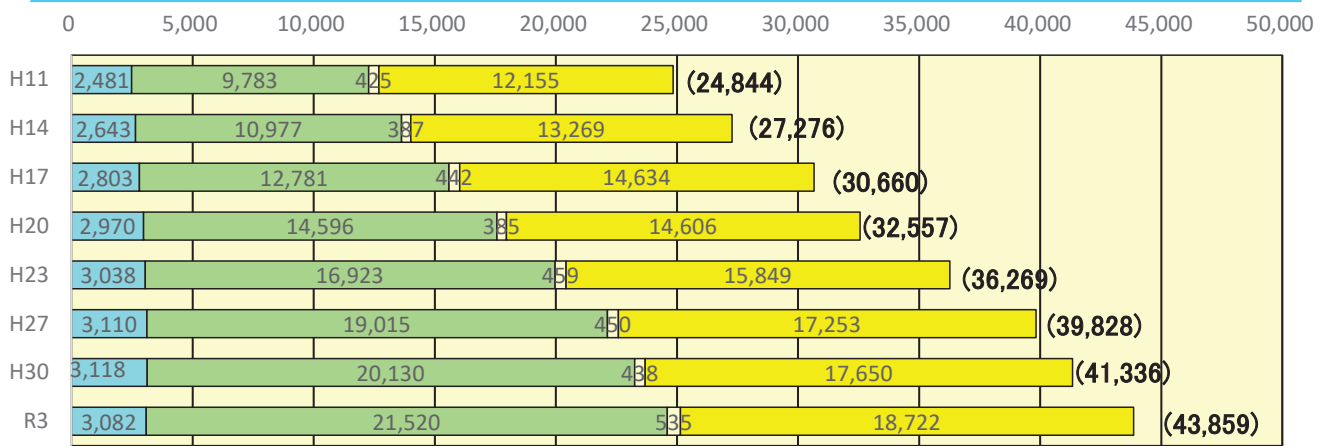
(4) 公立図書館設置率の推移(%)



出典：社会教育統計

4

(5) 職員数の推移



○図書館職員数の推移

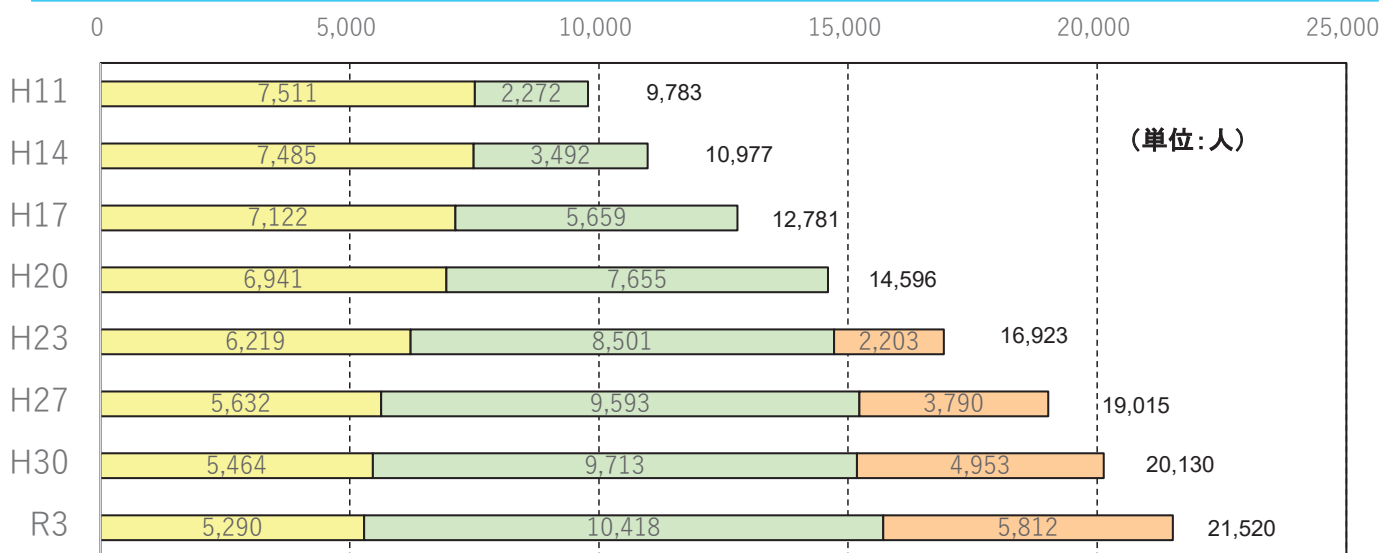
■ 館長・分館長 ■ 司書 □ 司書補 ■ その他の職員

単位：人

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
館長・分館長	2,481	2,643	2,803	2,970	3,038	3,110	3,118	3,082
司書	9,783	10,977	12,781	14,596	16,923	19,015	20,130	21,520
司書補	425	387	442	385	459	450	438	535
その他の職員	12,155	13,269	14,634	14,606	15,849	17,253	17,650	18,722
合計	24,844	27,276	30,660	32,557	36,269	39,828	41,336	43,859

出典：社会教育統計

(6) 司書数の推移



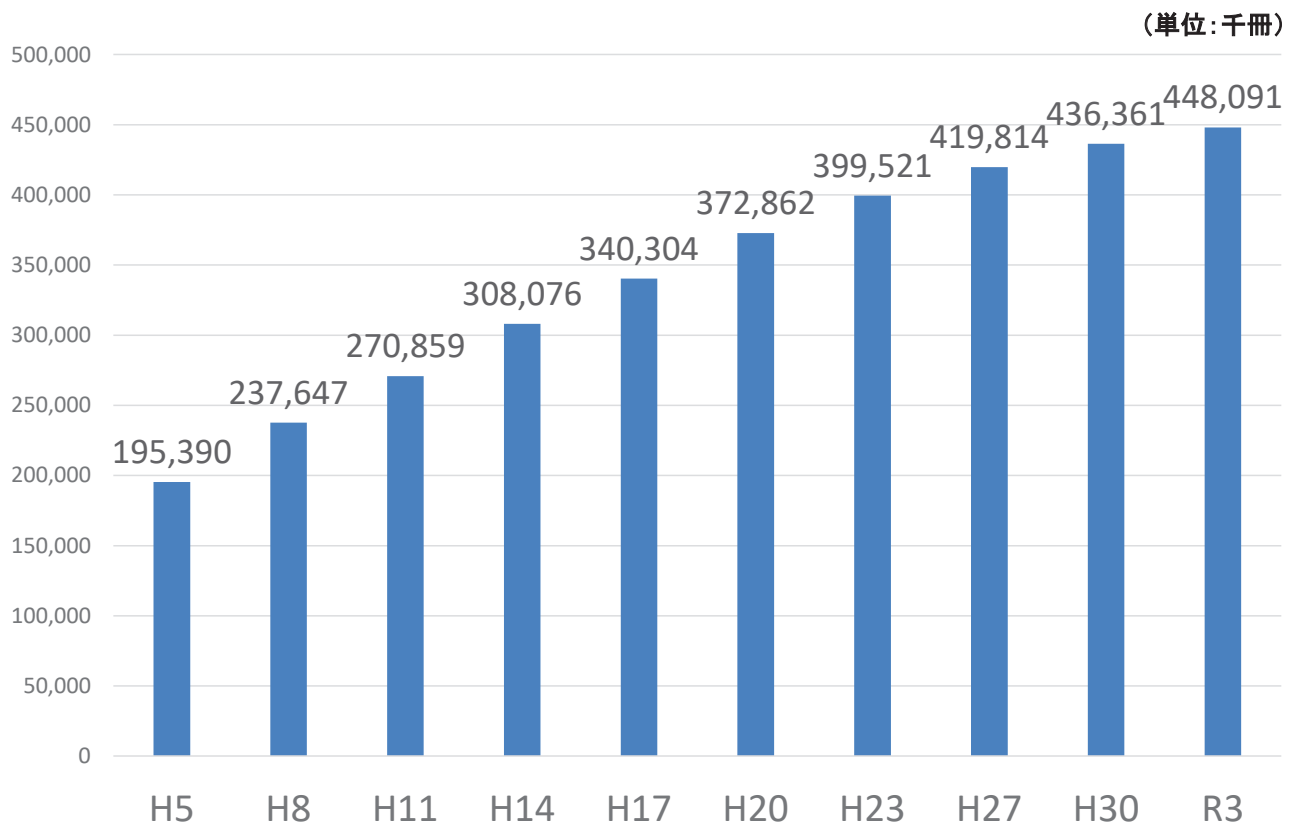
■ 司書（専任・兼任） ■ 司書（非常勤） ■ 司書（指定管理者）

○割合の推移

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
専任・兼任	76.8%	68.2%	55.7%	47.6%	36.7%	29.6%	27.1%	24.6%
非常勤・指定管理者	23.2%	31.8%	44.3%	52.4%	63.3%	70.4%	72.9%	75.4%

出典：社会教育統計

(7) 蔵書数の推移



(出典)社会教育統計

7

(8) 蔵書数の推移(図書館別・設置者別)

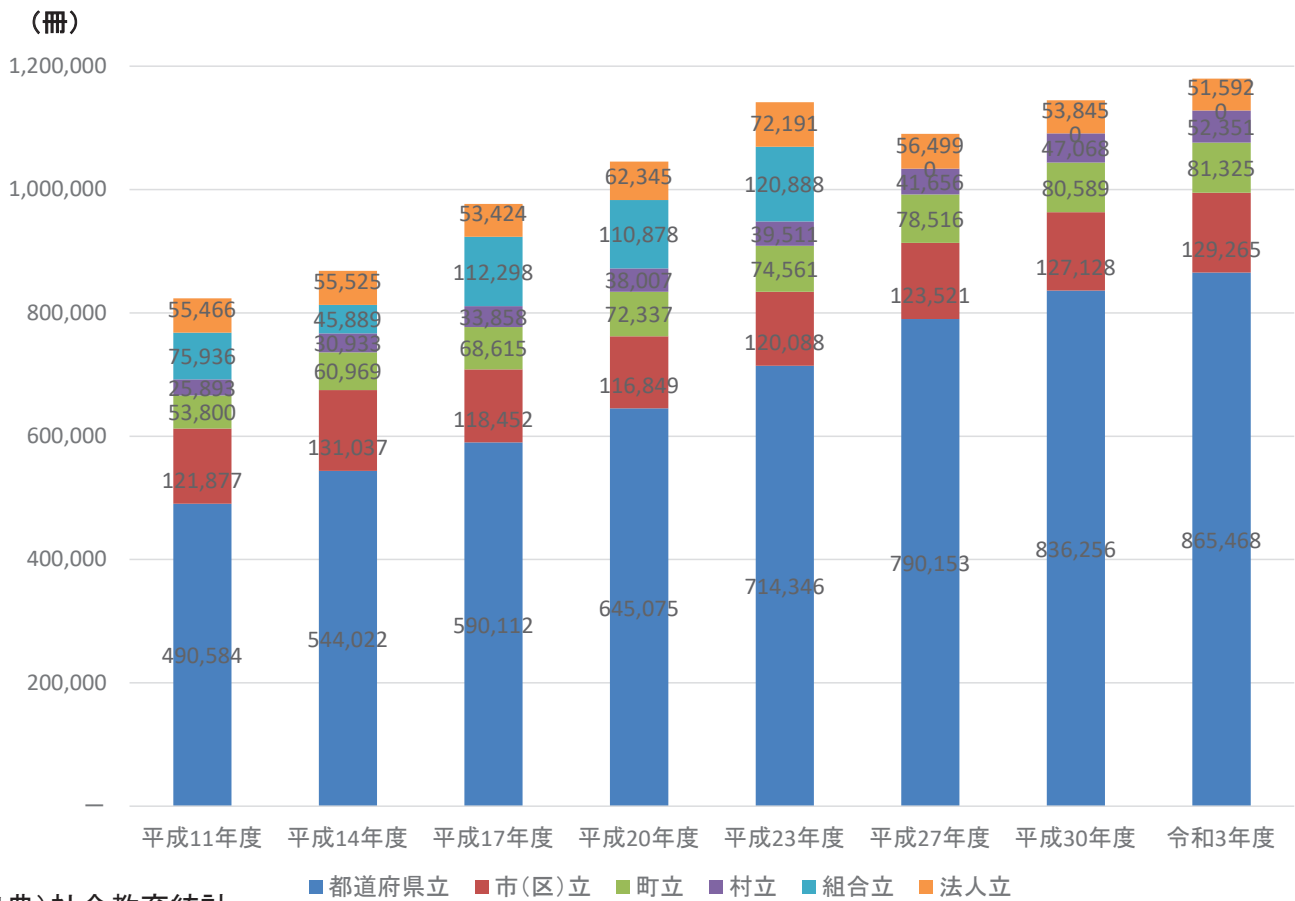
(単位:千冊)

	合計	都道府県	市(区)立	町立	村立	組合立	法人立
平成11年度	270,859	31,888	188,666	46,053	2,305	228	1,719
1館当たりの蔵書数	-	491	122	54	26	76	55
1自治体当たりの蔵書数	-	678	272	23	4	-	-
平成14年度	308,076	34,817	211,757	56,518	3,062	367	1,555
1館当たりの蔵書数	-	544	131	61	31	46	56
1自治体当たりの蔵書数	-	741	303	29	5	-	-
平成17年度	340,304	36,587	252,185	47,825	2,201	224	1,282
1館当たりの蔵書数	-	590	118	69	34	112	53
1自治体当たりの蔵書数	-	778	322	46	9	-	-
平成20年度	372,863	40,640	287,683	41,160	1,710	111	1,559
1館当たりの蔵書数	-	645	117	72	38	111	62
1自治体当たりの蔵書数	-	865	357	50	9	-	-
平成23年度	399,522	43,575	311,269	40,934	1,818	121	1,805
1館当たりの蔵書数	-	714	120	75	40	121	72
1自治体当たりの蔵書数	-	927	385	54	10	-	-
平成27年度	419,814	46,619	325,724	44,048	2,124	0	1,299
1館当たりの蔵書数	-	790	124	79	42	0	56
1自治体当たりの蔵書数	-	992	401	59	12	-	-
平成30年度	436,361	49,339	336,890	46,500	2,448	0	1,185
1館当たりの蔵書数	-	836	127	81	47	0	54
1自治体当たりの蔵書数	-	1,050	414	62	13	-	-
令和3年度	448,092	51,063	345,137	47,982	2,775	0	1,135
1館当たりの蔵書数	-	865	129	81	52	0	52
1自治体当たりの蔵書数	-	1,086	423	65	15	-	-

(出典)社会教育統計

8

(9) 1館当たりの蔵書数(設置者別)

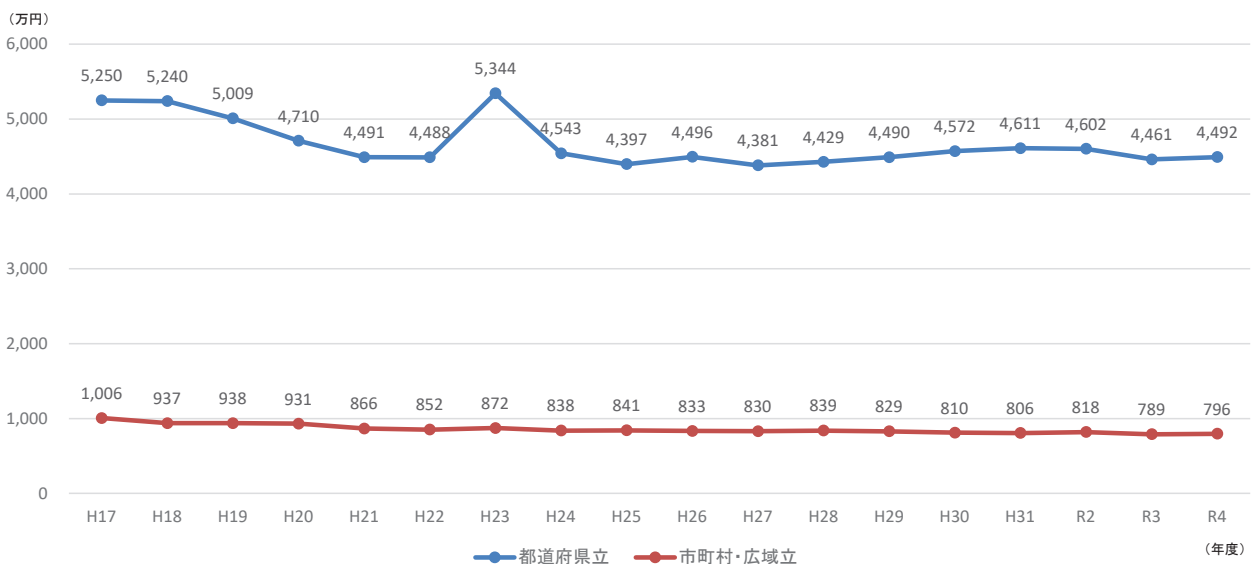


9

(10) 資料費予算額の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
都道府県立	325,487	324,877	310,567	291,992	278,427	278,279	325,987	277,117	263,828	269,769	262,844	261,300	260,433	265,188	267,454	266,922	258,764	265,027
1館当たり平均	5,250	5,240	5,009	4,710	4,491	4,488	5,344	4,543	4,397	4,496	4,381	4,429	4,490	4,572	4,611	4,602	4,461	4,492
市町村・広域立	2,885,681	2,810,339	2,841,084	2,834,931	2,667,522	2,652,995	2,723,614	2,643,286	2,671,639	2,652,537	2,642,985	2,694,683	2,667,741	2,613,827	2,603,075	2,649,758	2,557,782	2,582,998
1館当たり平均	1,006	936	938	931	866	852	872	838	841	833	830	839	829	810	806	818	789	796
計	3,211,168	3,135,476	3,151,651	3,126,923	2,945,948	2,931,274	3,049,601	2,920,403	2,935,467	2,922,306	2,905,829	2,955,983	2,928,174	2,879,015	2,870,529	2,916,680	2,816,546	2,848,025

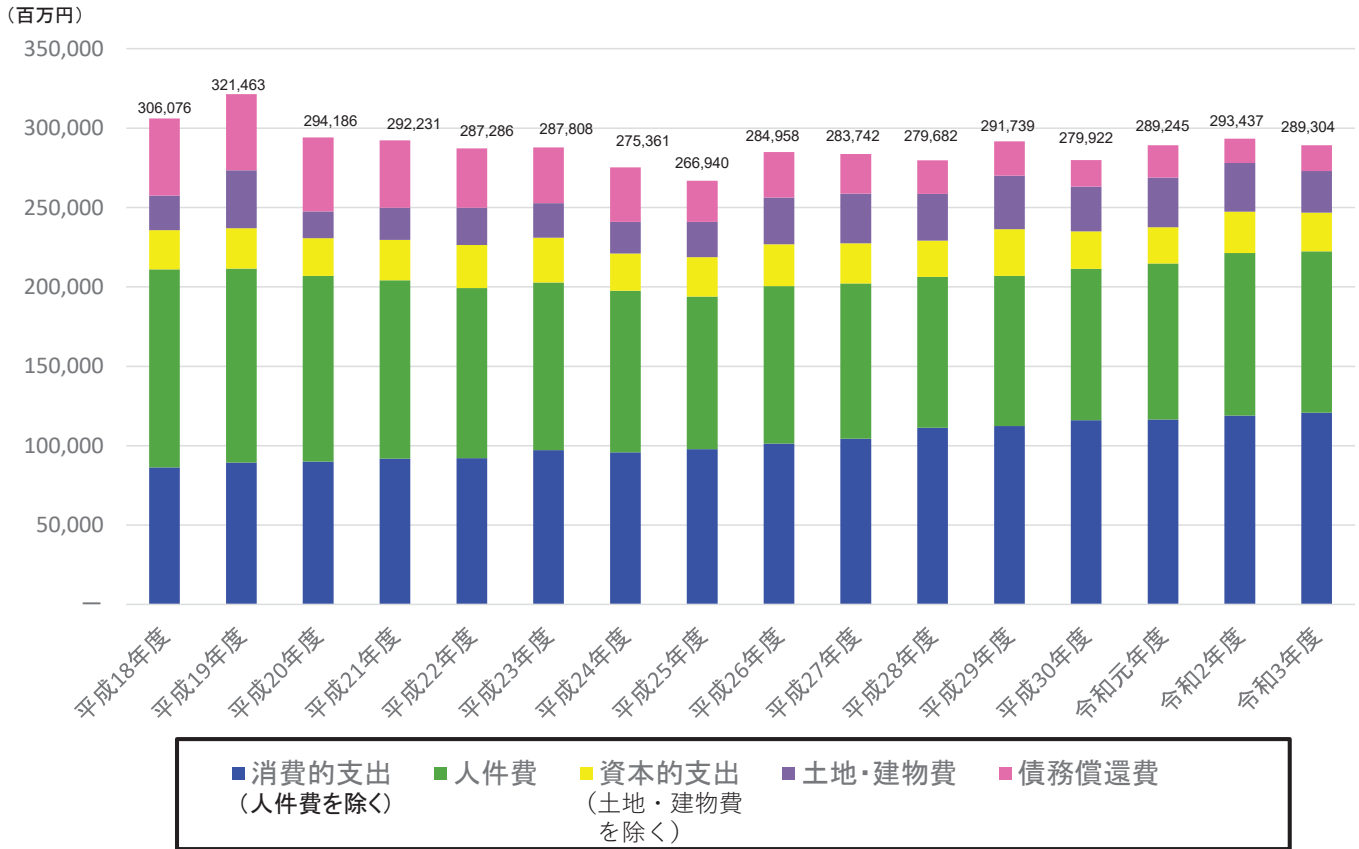
出典: 日本の図書館(社団法人日本図書館協会)



出典: 日本の図書館(社団法人日本図書館協会)

10

(11) 図書館費の推移



出典：地方教育費調査報告書（令和3年度は中間報告）

(12) 地方財政措置の状況 <道府県分>

標準団体行政規模 人口170万人

令和5年度単位費用積算基礎

【図書館費】

その他の教育費 5. 社会教育費(2)社会教育施設費（図書館費）

(単位 千円)

区分	経費	積算内容
給与費	164,010	職員数27人(館長1人を含む)
報酬	180	図書館協議会 委員9人(委員長1人を含む)
需用費等	40,674	図書及び視聴覚資料購入費等
委託料	8,574	施設維持管理等委託
(小計)	213,438	

【施設・設備整備費】

包括算定経費 5. 建設事業費(8)その他の建設事業費

(単位 百万円)

区分	経費	積算内容
建設事業費	3,183	その他の建設事業費

その他の教育費 5. 社会教育費(2)社会教育施設費（その他の経費）

(単位 千円)

区分	経費	積算内容
需用費等	4,893 (106,377の内数)	学習拠点施設情報化等推進事業

出典：「令和5年度地方交付税制度解説」一般財団法人地方財務協会

(13)地方財政措置の状況<市町村分>

標準団体行政規模 人口10万人

令和5年度単位費用積算基礎

【図書館費】

その他の教育費 2. 社会教育費(2)社会教育施設費 (図書館費) (単位 千円)

区分	経費	積算内容
給与費	46,060	職員数8人
報酬	329	図書館協議会 委員12人(委員長1人を含む)
需用費等	32,204	図書、視聴覚資料購入費等
委託料	6,436	施設維持管理等委託
(小計)	85,029	

【施設・設備整備費】

包括算定経費 5. 建設事業費(5)幼稚園・社会教育施設等建設費 (単位 百万円)

区分	経費	積算内容
建設事業費	22	幼稚園・社会教育施設等建設費

その他の教育費 2. 社会教育費(2)社会教育施設費 (その他の経費) (単位 千円)

区分	経費	積算内容
需用費等	221 (9,136の内数)	学習拠点施設情報化等推進事業

出典:「令和5年度地方交付税制度解説」一般財団法人地方財務協会

13

(14)レファレンスサービス実施状況の推移

(館・千件)

		計	都道府県	市(区)立	町立	村立	組合立	法人立
平成16年度間	実施館数	2,104	59	1,474	518	38	1	14
	実施件数	6,498	1,258 (21.3)	4,797 (3.3)	422 (0.8)	13 (0.3)	6 (5.7)	2 (0.2)
平成19年度間	実施館数	2,386	62	1,847	435	26	-	16
	実施件数	7,098	1,542 (24.9)	5,214 (2.8)	313 (0.7)	25 (1.0)	-	4 (0.3)
平成22年度間	実施館数	2,539	61	2,023	410	32	-	13
	実施件数	7,595	1,129 (18.5)	6,143 (3.0)	288 (0.7)	31 (1.0)	-	4 (0.3)
平成26年度間	実施館数	2,686	59	2,164	418	32	-	13
	実施件数	8,647	1,141 (19.3)	7,130 (3.3)	343 (0.8)	30 (0.9)	-	2 (0.2)
平成29年度間	実施館数	2,796	59	2,251	440	34	-	12
	実施件数	8,918	1,084 (18.4)	7,510 (3.3)	308 (0.7)	15 (0.4)	-	1 (0.1)
令和2年度間	実施館数	2,850	59	2,289	453	36	-	13
	実施件数	6,983	822 (13.9)	5,874 (2.6)	274 (0.6)	12 (0.3)	-	2 (0.2)

※()は、レファレンスサービス実施館1館当たりの実施件数

出典:社会教育調査

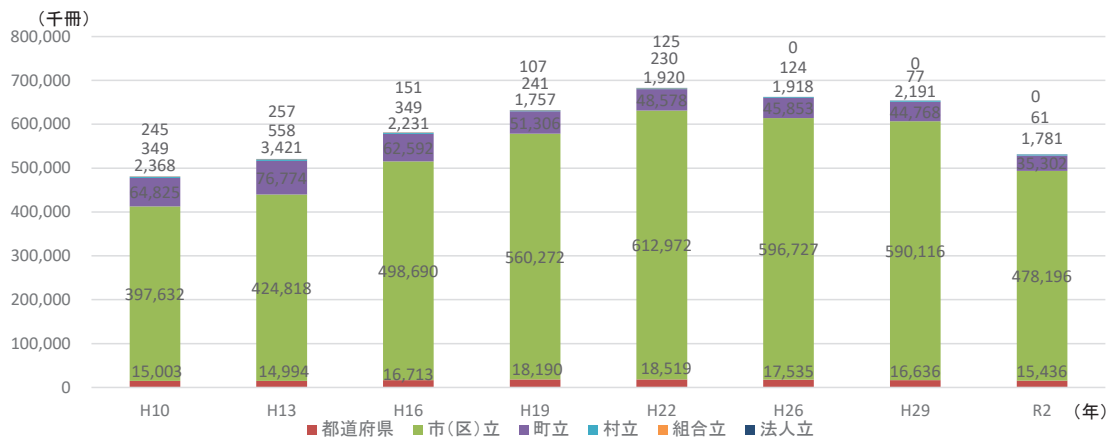
14

(15)貸出冊数の推移

	(千冊)						
	計	都道府県	市(区)立	町立	村立	組合立	法人立
平成10年度間	480,422	15,003	397,632	64,825	2,368	349	245
	-	(246)	(263)	(78)	(28)	(116)	(10)
平成13年度間	520,822	14,994	424,818	76,774	3,421	558	257
	-	(242)	(267)	(85)	(36)	(93)	(10)
平成16年度間	580,726	16,713	498,690	62,592	2,231	349	151
	-	(283)	(241)	(92)	(35)	(175)	(8)
平成19年度間	631,873	18,190	560,272	51,306	1,757	241	107
	-	(303)	(230)	(91)	(41)	(241)	(6)
平成22年度間	682,344	18,519	612,972	48,578	1,920	230	125
	-	(314)	(240)	(90)	(42)	(230)	(7)
平成26年度間	662,157	17,535	596,727	45,853	1,918	-	124
	-	(313)	(228)	(83)	(40)	-	(7)
平成29年度間	653,789	16,636	590,116	44,768	2,191	-	77
	-	(297)	(225)	(79)	(43)	-	(5)
令和2年度間	530,775	15,436	478,196	35,302	1,781	-	61
	-	(276)	(181)	(61)	(34)	-	(4)

※()は、図書の貸出業務実施館1館当たりの貸出冊数

出典: 社会教育調査

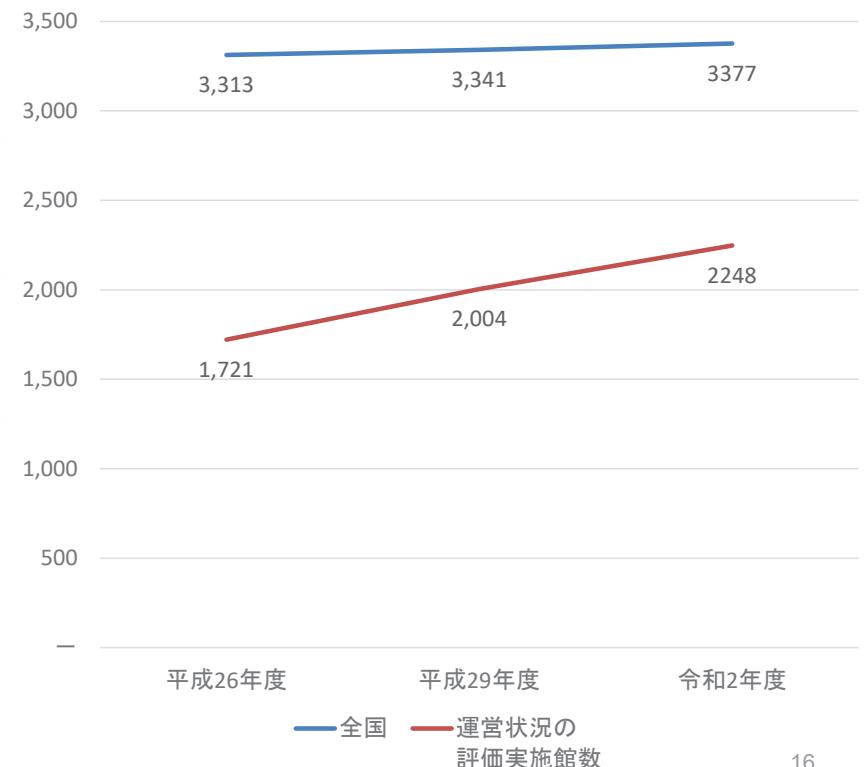


(16)図書館における評価の実施状況

	(館数)					
年度/設置者区分	全国	都道府県	市(区)	町	村	法人立
平成27年度 (平成26年度の状況)	3,313	59	2,628	555	48	23
運営状況の 評価実施館数	1,721	38	1,407	260	11	5
運営状況の 評価実施館数(率)	52%	64%	54%	47%	23%	22%
自己評価	1,554	37	1,278	224	10	5
外部評価	927	17	760	144	5	1
評価結果の公表	1,353	31	1,148	164	9	1
平成30年度 (平成29年度の状況)	3,341	59	2,639	570	51	22
運営状況の 評価実施館数	2,004	40	1,642	298	20	4
運営状況の 評価実施館数(率)	60%	68%	62%	52%	39%	18%
自己評価	1,862	39	1,549	255	15	4
外部評価	1,207	25	991	180	10	1
評価結果の公表	1,551	38	1,335	166	11	1
令和3年度 (令和2年度の状況)	3,377	59	2,660	584	53	21
運営状況の 評価実施館数	2,248	49	1,827	342	26	4
運営状況の 評価実施館数(率)	67%	83%	69%	59%	49%	19%
自己評価	2,087	48	1,714	300	21	4
外部評価	1,460	32	1,204	210	13	1
評価結果の公表	1,723	44	1,472	194	12	1

(館数)

評価の実施状況の推移(全国)



(出典) 社会教育統計

(17) 図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号)

最終更新：令和元年六月七日法律第二六号

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
 - 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- イ 司書補の職
- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することの

できる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合

において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附則

(略)

(18) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）

（平成二四年十二月十九日文部科学省告示第一七二号）

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- （一） 基本的運営方針及び事業計画
- （二） 運営の状況に関する点検及び評価等
- （三） 広報活動及び情報公開
- （四） 開館日時等
- （五） 図書館協議会
- （六） 施設・設備

2 図書館資料

- （一） 図書館資料の収集等
- （二） 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- （一） 貸出サービス等
- （二） 情報サービス
- （三） 地域の課題に対応したサービス
- （四） 利用者に対応したサービス
- （五） 多様な学習機会の提供
- （六） ボランティア活動等の促進

4 職員

(一) 職員の配置等

(二) 職員の研修

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

2 施設・設備

3 調査研究

4 図書館資料

5 職員

6 準用

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

2 広報活動及び情報公開

3 開館日時

4 施設・設備

二 図書館資料

三 図書館サービス

四 職員

第一 総則

一 趣旨

1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室

等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積

極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向

上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲

覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化

の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。

その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者

及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- 1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- 2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。